

## 随意契約理由書

件名	(仮称)新五位ノ池住宅2号棟ガス設備工事
契約の相手方	奥村組土木興業株式会社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
随意契約の理由  本工事は、(仮称)新五位ノ池住宅2号棟の新築に伴うガス設備工事である。 ガス設備工事の施工については、ガス事業法第61条1項、同法193条、及び同法第48条による大阪ガスネットワーク(株)のガス工事約款4-(1)に定めるところにより、ガス導管事業者である大阪ガスネットワーク(株)のみが可能である。 しかしながら、同業者は工事監理を満足に行う体制を有しないため、同業者と業務委託基本契約を締結し、同業者が業務を委任する上記業者と随意契約を行う。	
担当部署 (問合せ先)	建築住宅局住宅建設課